

平成26年度 伊達市臨時職員募集

臨時職員は「登録制」で、業務繁忙期などで臨時職員が必要になったときに選考し、任用期間・勤務時間・賃金などの勤務条件に合意された方が任用されます。
臨時職員として任用されている期間は地方公務員法の適用を受けます。

やる気のある方
お待ちしております！



1 事務補助員

- 応募要件** 伊達市に住所がある方
- 提出書類**
- 伊達市臨時職員任用申込書
 - 受付期限 2月21日(金)
- 申込先** 職員法制課職員係

2 保育士・正看護師

- 応募要件**
- 伊達市に住所がある方
 - 保育士・看護師資格をお持ちの方
(保育士は都道府県知事へ登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受ける必要があります)
- 提出書類**
- 伊達市臨時職員任用申込書
 - 保育士は保育士証、正看護師は資格証明書の写し
- 受付期限** 2月3日(月)
- 申込先** 児童家庭課保育係

3 保育助手・調理員

- 応募要件** 伊達市に住所がある方
- 提出書類**
- 伊達市臨時職員任用申込書
 - 受付期限 2月3日(月)
- 申込先** 児童家庭課保育係

4 放課後児童指導員

- 応募要件**
- 伊達市に住所がある方
 - 保育士、幼稚園教諭、小学校・中学校・高等学校の教諭免許のどれかの資格をお持ちの方
- 提出書類**
- 伊達市臨時職員任用申込書
 - 保育士免許をお持ちの方は保育士証、各教諭免許をお持ちの方は免許状の写し
- 受付期限** 2月3日(月)
- 申込先** 児童家庭課児童家庭係

5 学校用務員

- 応募要件** 伊達市に住所がある方
- 提出書類**
- 伊達市臨時職員任用申込書
- 受付期限** 2月21日(金)
- 申込先** 学校教育課企画総務係

1、5の共通

- 受付時間**
- 午前8時45分～午後5時30分
(正午～午後1時は除く。この時間の受付希望者は要事前連絡)
- 申込書有効期限** 来年3月31日

任用申込書の請求方法

市ホームページからダウンロード
が各申込先に請求

注意事項

- 伊達市臨時職員任用申込書には顔写真を添付してください。
- 受け付けは、各申込先のほか大滝総合支所でも行います。
- 受付期限後も随時受け付けします。
- 任用期間中は地方公務員法の適用を受けるので、副業は原則認められません。
- 申込書提出後、任用を希望しなくなったときや申込書の記載事項に変更があるときは、必ずご連絡ください。

問 (代表 ☎ 23-3331)

1 …職員法制課職員係
(市役所2階 ☎ 内線253)

2・3 …児童家庭課保育係
(市役所1階 ☎ 番窓 ☎ 内線324)

4 …児童家庭課児童家庭係
(市役所1階 ☎ 番窓 ☎ 内線317)

5 …学校教育課企画総務係
(第2庁舎 ☎ 内線504)

共通…大滝総合支所(☎ 68-6111)

年始のごみ類収集のお知らせ

ごみの収集

1月1日(祝)～3日(金)までの間、ごみの収集は休みますので、ごみステーションに出さないでください。
1月4日(土)から平常どおり収集します。

再生资源物(びん・缶・ペットボトル)の収集

1月1日(祝)～4日(土)までの間、再生资源物の収集は休みます。

この期間に該当する地域は、翌週に振替収集を行います。

振替収集実施日は、通常よりも配置や回収に時間がかかることがありますので、ご協力をお願いします。

紙類回収庫

1月1日(祝)～5日(日)まで、回収庫は施錠・閉鎖しますので、搬入はできません。

1月6日(月)から平常どおり利用できます。

マルチタワー21への直接搬入

年始の休みはありませんが、次の期間は受入時間が変わります。

受入時間変更日時

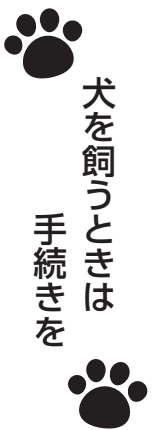
1月1日(祝)～3日(金)
午前10時～午後2時30分
※1月4日(土)から平常どおり搬入できます

マルチタワー21へ直接搬入するときは、ルールを守りましょう!

- 燃えるごみと燃えないごみ、大型ごみを必ず分別する。
- 内容物が確認できるように、ごみは透明か半透明の袋に入れる。
- ごみの搬入や積み降ろし、投入は自分で行う。
- ごみの搬入順序や方法は、受付や係員の指示に従う。
- 搬入することができないごみもあるため、市作成のパンフレット「家庭ごみの出し方と分け方」を見るか、西いぶり広域連合に確認する。



問 環境衛生課環境衛生係
(第2庁舎) ☎23-13333-1 内線548
西いぶり広域連合
(☎0143-5910705)



犬を飼うときは、市役所への登録が義務付けられています。
登録料 3千円

また、市内での住所変更(転居)、飼い主の変更、登録内容の変更や次のようなときに、市役所での手続きが必要です。

市外へ転出の場合

市で交付された鑑札や注射案内などの書類を持ち、転出先の市町村で手続きしてください。

※登録は犬の生涯に1回です。登録変更のときには登録料はかかりません

市外から転入の場合

転入前の市町村で発行された鑑札や注射案内などの書類を持って、担当窓口にお越しください。

飼い犬が死亡した場合

死亡届の提出が必要です。
※死亡届のみ電話でも受付可

✎ 狂犬病予防注射を受けさせるのは、飼い主の責任です。
年に1回は予防注射をしましょう。

問 環境衛生課環境衛生係
(第2庁舎) ☎23-13333-1 内線543